

年金受給者・年金受給待期者にお送りした通知文書の内容について

当基金では、平成28年3月1日をもって解散となりますが、当基金の年金受給者・年金受給待期者（受給年齢待ちの退職者）に対しては、当基金の解散及び今後の年金支給等について、2回通知文書をお送りしております。

その通知文書の写しを、まとめて以下に掲載いたします。

（1回目）平成27年5月29日発送

*加算年金の有無により、通知内容が異なっております。

- ①基本年金のみ受ける受給者・受給待期者向け通知
- ②基本年金及び加算年金を受ける受給者・受給待期者

送付対象者数

- ①年金受給者 18,259人 年金受給待期者 9,002人
（合計 27,261人）
- ②年金受給者 4,396人 年金受給待期者 2,796人
（合計 7,192人）

（2回目）平成27年12月11日発送

*加算年金の有無により、通知内容が異なっております。

*加算年金のある方は、所属していた事業所が後継企業年金基金に加入されるか否かにより通知内容が異なっております。

- ①基本年金のみ受ける受給者・受給待期者
- ②基本年金及び加算年金を受ける受給者・受給待期者
（後継企業年金基金に加入しない事業所のOB）
- ③基本年金及び加算年金を受ける受給者・受給待期者
（後継企業年金基金に加入する事業所のOB）

送付対象者数

- ①年金受給者 18,452人 年金受給待期者 9,621人
（合計 28,073人）
- ②年金受給者 2,402人 年金受給待期者 1,511人
（合計 3,913人）
- ③年金受給者 2,395人 年金受給待期者 1,325人
（合計 3,720人）

料金別納
郵便

〒100-0000

東京都港区赤坂1-1-100

基金 太郎 様

加入員番号 0000000000

年金証書番号 B0000

全国卸商業団地厚生年金基金

からのお知らせ（重要）

お問合せ先

TEL: 0120-690-013

期間：平成27年 6月1日～ 6月26日

平日9:00～17:00

全国卸商業団地厚生年金基金

〒107-8419 東京都港区赤坂5丁目1番31号第6セイコービル4階

ここから開いてください。

●このハガキは3ツ折になっています。（裏面からも開いてください。）

厚生年金基金の解散及び今後の年金支給について

年金受給権者の皆さまにおかれましては、近年の厚生年金基金についての報道等により、種々ご心配をおかけしていることと存じます。

当厚生年金基金の動向につきましては、ホームページ等によりお知らせしているところではありますが、平成25年 6月に国会で厚生年金基金制度の見直しに関する法律が成立し、平成26年 4月 1日から施行されました。

この改正法により、保有資産（純資産）の積立水準が大幅に見直され、厚生年金基金が存続するためには、施行日から5年以内にこの基準を達成する必要がある、5年経過後に基準を下回れば、国が強制的に解散命令を出すこととなりました。

当厚生年金基金といたしましては、今後の方針について議論してまいりましたが、厚生年金基金としての存続は現実的ではないとの判断から、厚生年金基金を解散し、加算年金を全額引き継いだ企業年金基金（確定給付企業年金）を新たに設立することとなりました。

つきましては、今後の年金支給予定について、お知らせいたしますが、解散時期等詳細が確定いたしましたら、改めてお知らせいたします。

当厚生年金基金は、加入員の皆さまの老後の生活の安定と福祉の向上を目的に平成 4年に設立し、運営してまいりましたが、解散することにつきましては、誠に残念ではありますが、何卒事情をご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本件に係るご質問につきましては、平成27年 6月 1日から 6月 26日までの期間において、専用ダイヤル（0120-690-013）を設けておりますので、ご連絡ください。

I. 解散方針が決定されるまでの経緯、経過

- ・平成25年 9月25日 第32回代議員会
運営委員会において検討することが決定
- ・平成25年11月 1日 第12回運営委員会
方向性の検討
- ・平成25年12月10日 第13回運営委員会
方向性の検討
- ・平成26年 2月 5日 第14回運営委員会
運営委員から理事長へ方向性の答申
- ・平成26年 2月 5日 第40回理事会
代議員会へ方針（案）として付議することが決定
- ・平成26年 2月21日 第33回代議員会
基金解散、後継制度設立の方針が議決され正式に決定
- ・平成26年 4月24日
関東信越厚生局へ「解散等方針議決書」を提出

II. 今後のスケジュール予定

- ・平成27年 7月頃に「代行部分の将来返上」をします。
- ・平成28年 3月頃に「解散」の認可申請をします。
「解散」の認可は、申請から2か月ほどの見込みです。
※今後の予定については、運用環境、解散事務の進捗状況により、変動する場合があります。

基本年金

（上記電話番号による受付は終了しております）

27.5.29発送（1回目）

①基本年金のみの受給者・待期者あて（うら）

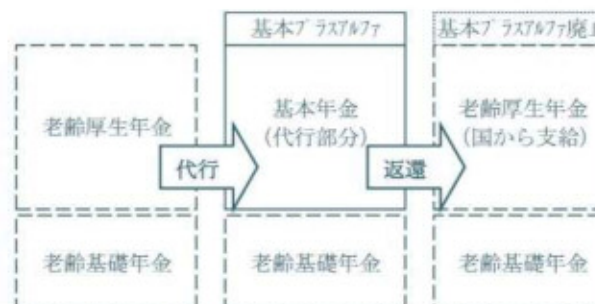
開封方法



左下の角から、矢印方向にゆっくりと開いて中をご覧ください。

Ⅲ. 厚生年金基金が支給する年金

<基金未加入> <基金加入（現在）> <基金解散後>



厚生年金基金から支給する基本年金は、国の代行（老齢厚生年金）部分を国に代わって支給しております。

基本年金には、基金独自のプラスアルファを上乗せしておりますが、このプラスアルファ部分は解散に伴い廃止となります。

Ⅳ. 解散後の基本年金の支給

1. 「基本年金」のうち「代行部分」は、国が全額引き継いで支給することとなりますが、国の年金の支給要件が適用されます。（参照 V. 2.）
なお、「基本年金」のうち「プラスアルファ部分」は、廃止となります。

※基金が解散する場合、代行部分以外の上乗せ部分は、残余財産に応じ分配・清算されることとなります。
ただし、残余財産はない場合、分配はありません。
※当基金年金受給者の「プラスアルファ部分」の年金額の平均は、年額で3,700円です。

Ⅴ. 国から既に年金を受給している人のご注意点

1. 国の年金の指定口座へ代行部分の年金が合算されて支給されます。
※基金の残務整理の状況により、国からの支給が遅れる場合があります。
2. 「代行部分」の年金の受給要件は、「老齢厚生年金」の受給要件となります。

「老齢厚生年金」の受給要件となることで、支給額等に影響する可能性がある人は、以下のとおりです。

- ①支給要件となる加入期間（原則公的年金25年加入）が足りない人
- ②在職老齢年金を受けている人
- ③雇用保険との調整を受けている人
- ④遺族・障害年金を受けている人

27.5.29発送（1回目）

②基本年金及び加算年金の受給者・待期者あて（おもて）

料金別納
郵便

〒100-0000

東京都港区赤坂1-1-100

基金 太郎 様

加入員番号 0000000000

年金証書番号 B0000

全国卸商業団地厚生年金基金

からのお知らせ（重要）

お問合せ先

TEL: 0120-690-013

期間: 平成27年 6月1日～ 6月26日

平日9:00～17:00

全国卸商業団地厚生年金基金

〒107-8419 東京都港区赤坂5丁目1番31号第6セイコービル4階

ここから開いてください。

●このハガキは3ツ折になっています。（裏面からも開いてください。）

厚生年金基金の解散及び今後の年金支給について

年金受給権者の皆さまにおかれましては、近年の厚生年金基金についての報道等により、種々ご心配をおかけしていることと存じます。

当厚生年金基金の動向につきましては、ホームページ等によりお知らせしているところではありますが、平成25年 6月に国会で厚生年金基金制度の見直しに関する法律が成立し、平成26年 4月 1日から施行されました。

この改正法により、保有資産（純資産）の積立水準が大幅に見直され、厚生年金基金が存続するためには、施行日から5年以内にこの基準を達成する必要がある、5年経過後に基準を下回れば、国が強制的に解散命令を出すこととなりました。

当厚生年金基金といたしましては、今後の方針について議論してまいりましたが、厚生年金基金としての存続は現実的ではないとの判断から、厚生年金基金を解散し、加算年金を全額引き継いだ企業年金基金（確定給付企業年金）を新たに設立することとなりました。

つきましては、今後の年金支給予定について、お知らせいたしますが、解散時期等詳細が確定いたしましたら、改めてお知らせいたします。

当厚生年金基金は、加入員の皆さまの老後の生活の安定と福祉の向上を目的に平成 4年に設立し、運営してまいりましたが、解散することにつきましては、誠に残念ではありますが、何卒事情をご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本件に係るご質問につきましては、平成27年 6月 1日から 6月 26日までの期間において、専用ダイヤル（0120-690-013）を設けておりますので、ご連絡ください。

I. 解散方針が決定されるまでの経緯、経過

- ・平成25年 9月25日 第32回代議員会
運営委員会において検討することが決定
- ・平成25年11月 1日 第12回運営委員会
方向性の検討
- ・平成25年12月10日 第13回運営委員会
方向性の検討
- ・平成26年 2月 5日 第14回運営委員会
運営委員から理事長へ方向性の答申
- ・平成26年 2月 5日 第40回理事会
代議員会へ方針（案）として付議することが決定
- ・平成26年 2月21日 第33回代議員会
基金解散、後継制度設立の方針が議決され正式に決定
- ・平成26年 4月24日
関東信越厚生局へ「解散等方針議決書」を提出

II. 今後のスケジュール予定

- ・平成27年 7月頃に「代行部分の将来返上」をします。
 - ・平成28年 3月頃に「解散」の認可申請をします。
- 「解散」の認可は、申請から2か月ほどの見込みです。
※今後の予定については、運用環境、解散事務の進捗状況により、変動する場合があります。

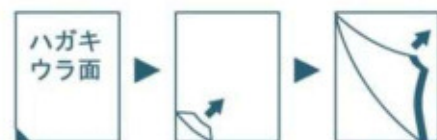
基本・加算年金

（上記電話番号による受付は終了しております）

27.5.29発送（1回目）

②基本年金及び加算年金の受給者・待期者あて（うら）

開封方法



左下の角から、矢印方向にゆっくりとねいにはがして中をご覧ください。

Post Card

Ⅲ. 解散後の基本年金の支給

1. 「基本年金」のうち「代行部分」は、国が全額引き継いで支給することとなりますが、国の年金の支給要件が適用されます。（参照Ⅳ. 2.）
なお、「基本年金」のうち「プラスα部分」は、廃止となります。

※基金が解散する場合、代行部分以外の上乗せ部分は、残余財産に応じ分配・清算されることとなります。ただし、残余財産はない場合、分配はありません。
※当基金年金受給者の「プラスα部分」の年金額の平均は、年額で3,700円です。

Ⅳ. 国から既に年金を受給している人のご注意点

1. 国の年金の指定口座へ代行部分の年金が合算されて支給されます。
※基金の残務整理の状況により、国からの支給が遅れる場合があります。
2. 「代行部分」の年金の受給要件は、「老齢厚生年金」の受給要件となります。
「老齢厚生年金」の受給要件となることで、支給額等に影響する可能性がある人は、以下のとおりです。
①支給要件となる加入期間（原則公的年金25年加入）が足りない人
②在職老齢年金を受けている人
③雇用保険との調整を受けている人
④遺族・障害年金を受けている人

Ⅴ. 解散後の加算年金の支給

1. 貴方様が最終的に勤められた事業所が新設する企業年金基金にご加入いただいた場合は、企業年金基金が引き継いで支給いたします。
2. 貴方様が最終的に勤められた事業所が新設する企業年金基金にご加入されなかった場合は、企業年金基金では引き継がないこととなります。
※1. 2の取扱いについては、企業年金基金に加入される事業所に不足分を追加でご負担いただくからです。
3. 新設する企業年金基金へ「加算年金」を引き継ぐ場合には、「同意書」が必要となりますので、貴方様がお勤めになられた事業所の加入が決まりましたら、あらかじめ「同意書」をお送りさせていただく予定です。

Ⅵ. 「加算年金」の「選択一時金」への取扱い停止

解散までに年金資産の保全を図るため、平成26年2月21日をもって、「加算年金」の「選択一時金」への取扱いを停止させていただきました。

※「選択一時金」の申し出が増加した場合には、一時かつ大量な資産流出により、解散時の事業主負担の大幅な増加が懸念されます。
事業所の新制度への移行を円滑にすることで年金制度を維持し、受給権・期待権を保全することを目的に「加算年金」の「選択一時金」への取扱いを停止いたしました。
なお、「特例解散」の適用を受ける場合は、この取扱いが要件となっております。

27.12.11発送（2回目）
①基本年金のみの受給者・待期者あて（おもて）

料金別納
郵便

全国卸商業団地厚生年金基金

からのお知らせ（重要）

お問合せ先

TEL：☎0120-504882（専用コールセンター）
期間：平成27年12月14日（月）～12月25日（金）
平日9:00～17:00
《開設初日から2～3日間は電話が大変込み合います》

全国卸商業団地厚生年金基金
〒107-8419 東京都港区赤坂5丁目1番31号第6セイコービル4階

ここから開いてください。

●このハガキは3ツ折になっています。（裏面からも開いてください。）

平成27年12月

受給者・受給待期者の皆様へ
全国卸商業団地厚生年金基金

当厚生年金基金の解散時期について
～平成28年3月解散予定です～

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当厚生年金基金では、今年6月に通知ハガキにてお知らせのとおり厚生年金基金解散の方針を決定しておりましたが、このたびその時期が平成28年3月（同年1月認可申請）の見込みとなりました。

あなた様は当厚生年金基金から基本年金のみ支給を受けられています（又は将来受ける予定になっています）が、この度の解散に係る取扱いが右頁の通りとなります。

このお知らせに関するお問い合わせ

0120-504882（専用コールセンター）

開設期間 平成27年12月14日（月）～12月25日（金）

受付時間 平日9:00～17:00

《開設初日から2～3日間は電話が大変込み合います》

【当厚生年金基金解散に係る年金支給の取扱い】

基金からの年金支給は平成28年3月分までで終了。

平成28年4月分からは、基本年金のうち代行部分は国の老齢厚生年金に合算されて支給。（基本年金プラスアルファ（平均年額約3,700円）は支給がなくなります。）

なお、現在全額支給停止されている人、解散時までに受給年齢に達しない人（受給待期者）も、平成28年3月の当厚生年金基金解散により、代行部分の支給義務が全額国に移転されますので、代行部分の受給権は確保され、将来、要件が満たされれば老齢厚生年金として支給が受けられることとなります。

（ご留意事項）

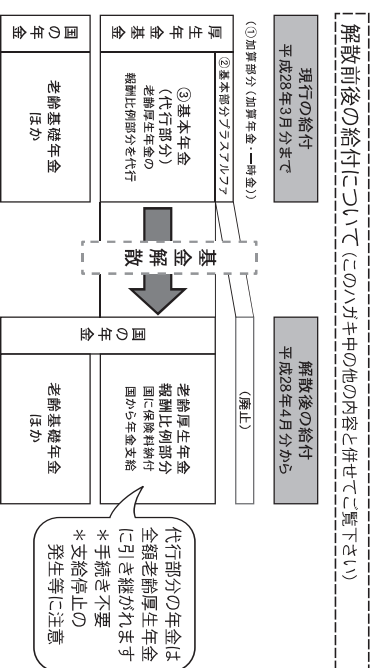
当厚生年金基金は、解散と同時に厚生年金基金加算給付（加算年金）を全額引き継ぐ後継企業年金基金を設立する予定ですが、あなた様は、既に一時金を全額受給されていること等により加算部分（加算年金又は一時金）の権利を有しておりません。したがって、企業年金基金への給付の引継対象とはなりません。

（在職中の方など、一部例外があります。）

（→3頁（図解）につづく）

（上記電話番号による受付は終了しております）

「ゆっくりといていいに、はがして下さい(ぬれているときは早くまでお待ち下さい)」



27.12.11発送(2回目)
①基本年金のみの受給者・待期者あて(うら)

郵便はがき

3

残余財産の分配方法(基準)について(平成27年9月第37回代議員会で方針議決済)

当基金は、直近の見通しで解散時に残余財産(一時金相当額の8%程度)を生ずる見込みです。残余財産は、解散時点の加入員・受給者・受給待期者に対して、各人の受給権(基金独自の給付にみかちるもの)に応じて衡平分配されます(事業主への分配は法上不司)。当基金の給付は、年金額の多くを占める国の老齢厚生年金の代行部分の他に、**基金独自の給付**として、「①加算部分(加算年金・一時金)」、「②基本部分(プラスアルファ)」があります(3頁の図解参照)が、今般、下記のとおり分配方法に係る**規約の変更**をいたします。

—変更後規約の分配方法—	
分配の基準	「最低積立基準額」を基準に上記①・②両方の受給権に応じ分配
対象者	・加入員・加入期間3年未満を除く ・加算年金受給者・待期者
変更の影響	上記②の受給権のみ有する者(選択一時金・脱退一時金満額受給済みの人)や、加入期間3年未満加入員が分配対象でなくなる等の影響があります。

(変更理由)当基金の給付の多くを占める代行部分の給付は引き続き国が保証しますので、基金解散で主に影響があるのは、基金独自の給付のうち主要な給付と位置付けられる加算部分となります。そこで、まずは加算部分の影響に配慮すべく、すでに加算部分を一時金として満額受給済の人への分配を除き、限られた残余財産を加算部分に優先的に分配するため、規約の変更を実施することといたしました。

4

△(参考)既に年金を受給している人のご注意点(前回6月通知ハガキの再掲・一部改訂)

1. 国の年金の指定口座へ代行部分の年金が合算されて支給されます(28.6.15支給分へ)
※基金の残務整理の状況により、国からの支給が運れる場合があります。
2. 「代行部分」の年金の受給要件は、「老齢厚生年金」の受給要件となります
「老齢厚生年金」の受給要件となることで、支給額等に影響する可能性がある人は、以下のとおりです。
 - ①支給要件となる加入期間(原則公的年金25年加入)が足りない人
 - ②在職老齢年金を受けている人
 - ③雇用保険との調整を受けている人
 - ④遺族・障害年金を受けている人

例えば…**現在、基金から年金をもらっているが、国からは年金をもらっていない国から年金をもらっているが、遺族年金や障害年金としてもらっている**
(又は国からは老齢基礎年金のみをもらっている)
といった人は、解散後の国からの年金額について、一度、お近くの年金事務所や日本年金機構ねんきんダイヤル(0570-05-1165 又は 03-6700-1165)等にお問い合わせされることをおすすめします(支給停止の発生等にご注意下さい)。
(基金では解散後の国からの年金額については回答いたしかねます。)

5

27.12.11発送（2回目）
②基本年金及び加算年金の受給者・待期者あて
所属事業所後継加入しない（おもて）

料金別納
郵便

全国卸商業団地厚生年金基金

からのお知らせ（重要）

お問合せ先

TEL：☎0120-504882（専用コールセンター）
期間：平成27年12月14日（月）～12月25日（金）
平日9:00～17:00
《開設初日から2～3日間は電話が大変込み合います》
全国卸商業団地厚生年金基金
〒107-8419 東京都港区赤坂5丁目1番31号第6セイコービル4階

ここから開いてください。

●このハガキは3ツ折になっています。（裏面からも開いてください。）

平成27年12月

受給者・受給待期者の皆様へ
全国卸商業団地厚生年金基金

当厚生年金基金の解散時期について
～平成28年3月解散予定です～

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当厚生年金基金では、今年6月に通知ハガキにてお知らせのとおり厚生年金基金解散の方針を決定しておりましたが、このたびその時期が平成28年3月（同年1月認可申請）の見込みとなりました。

あなた様が当厚生年金基金から受けられている（又は将来受ける予定となっている）「**基金の年金**」は平成28年3月分をもって支給を終了します。その後、4月分以降については右頁の通り取り扱われます。

このお知らせに関するお問い合わせ

0120-504882（専用コールセンター）

開設期間 平成27年12月14日（月）～12月25日（金）

受付時間 平日9:00～17:00

《開設初日から2～3日間は電話が大変込み合います》

平成28年4月分以降（解散後）の給付について

【基本年金】

基本年金のうち代行部分は国の老齢厚生年金に合算されて支給されます。（基本年金プラスアルファ（平均年額約3,700円）は支給がなくなります。）

なお、現在基本年金が支給停止されている人、解散時まで受給年齢に達しない人（受給待期者）も、平成28年3月の当厚生年金基金解散により、代行部分の支給義務が全額国に移転されますので、**代行部分の受給権は確保され、将来、要件が満たされれば老齢厚生年金として支給が受けられること**となります。

【加算年金】

当厚生年金基金は、解散と同時に厚生年金基金加算給付（加算年金）を全額引き継ぐ後継企業年金基金を設立いたしますが、あなた様が所属されていた事業所からは後継企業年金基金への加入に関しご同意が得られなかった（又は既に事業所が基金脱退・廃業等されている）こと等から、大変申し訳ありませんが、**加算年金の支給は平成28年4月分以降は廃止となります。**

なお、当基金は直近の見通しで解散時に残余財産を生ずる見込であり、この場合、残余財産確定後（平成29年夏前後の見込）に受給者・加入員等にその分配がされます。手続については改めてご案内いたします。

（→3頁（図解）につづく）

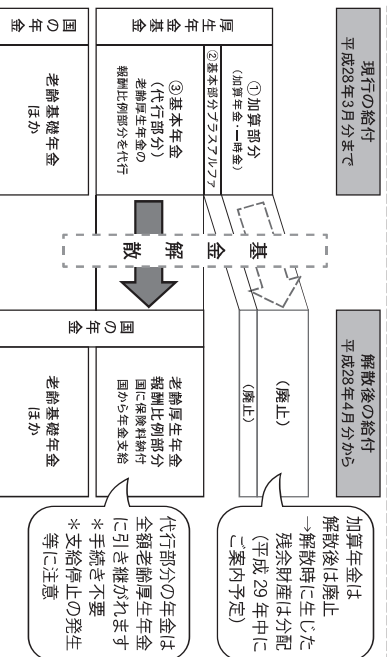
1

2

（上記電話番号による受付は終了しております）

ゆっくりといかない、はがして下さい(ぬれているときは乾くまでお待ち下さい)

解散前後の給付について(このハサミ中の他の内容と併せてご覧下さい)



27. 12. 11発送 (2 回目) ②基本年金及び加算年金の受給者・待期者あて 所属事業所後継加入しない(うら)

郵便はがき

残余財産の分配方法(基準)について(平成27年9月第37回代議員会で方針議決済)

当基金は、直近の見通しで解散時に残余財産(一時金相当額の8%程度)を生ずる見込みです。残余財産は、解散時点の加入員・受給者・受給待期者に対して、各人の受給権(基金独自の給付にかかるとるもの)に応じて衡平分配されます(事業主への分配は法上不司)。

当基金の給付は、年金額の多くを占める国の老齢厚生年金の代行部分の他に、**基金独自の給付**として、「①加算部分(加算年金・一時金)」、「②基本部分(プラスアルファ)」があります(3 頁の図解参照)が、今般、下記のとおり分配方法に係る**規約の変更**をいたします。

—変更後規約の分配方法—	
分配の基準	「要支給額(一時金相当額)」を基準に 上記①のみの受給権に応じ分配
対象者	・加入員(加入期間3年未満を除く) ・加算年金受給者・待期者
変更の影響	上記②の受給権のみ有する者(選択一時金・脱退一時金満額受給済みの人)や、加入期間3年未満加入員が分配対象でなくなる等の影響があります。

(変更理由) 当基金の給付の多くを占める代行部分の給付は引き続き国が保証しますので、基金解散で主に影響があるのは、基金独自の給付のうち主要な給付と位置付けられる加算部分となります。そこで、まずは加算部分の影響に配慮すべく、すでに加算部分を一時金として満額受給済の人への分配を除き、限られた残余財産を加算部分に優先的に分配するため、規約の変更を実施することといたしました。

△(参考)既に年金を受給している人のご注意(前回6月通知ハサミの再掲・一部改訂)

1. 国の年金の指定口座へ代行部分の年金が合算されて支給されます(28.6.15 支給分へ)
※基金の残務整理の状況により、国からの支給が運れる場合があります。
2. 「代行部分」の年金の受給要件は、「老齢厚生年金」の受給要件となります
「老齢厚生年金」の受給要件となることで、支給額等に影響する可能性のある人は、以下のとおりです。
①支給要件となる加入期間(原則公的年金 25 年加入)が足りない人
②在職老齢年金を受けている人
③雇用保険との調整を受けている人
④遺族・障害年金を受けている人

例えば…**現在、基金から年金をもらっているが、国からは年金をもらっていない国から年金をもらっているが、遺族年金や障害年金としてもらっている**
(又は国からは老齢基礎年金のみをもらっている)
といった人は、解散後の国からの年金額について、一度、お近くの年金事務所や日本年金機構ねんきんダイヤル(0570-05-1165 又は 03-6700-1165)等にお問い合わせされることをおすすめします(支給停止の発生等にご注意下さい)。
(基金では解散後の国からの年金額については回答いたしかねます。)

平成27年12月11日
全国卸商業団地厚生年金基金

加算年金 受給者・受給待期者のみなさまへ
「同意書」(ハガキ)のご提出について(ご案内)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
当厚生年金基金の事業運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当厚生年金基金では、今年6月に通知ハガキにてお知らせのとおり**厚生年金基金解散**の方針を決定しておりましたが、この度その時期が**平成28年3月**(同年1月認可申請)の見込みとなりました。
ここで、**解散に合わせて後継制度として設立することとしている企業年金基金**(確定給付企業年金法に基づく「基金型確定給付企業年金」)への加入勧奨を、今年8月下旬より加入事業所に対して行っていました。このたび、**あなた様がお勤めされていた(お勤めされている)事業所が正式に加入されることとなりました。**

これにより、あなた様の「加算年金」を企業年金基金が引き継いで給付する条件の一つが整ったこととなりますが、引き継ぎに際してはもう一つの条件として、**加算年金受給者(および受給待期者)のみなさまからも「同意書(解散時残余財産の交付について)」をご提出いただく必要**があります。

ついては、「同意書」(ハガキ)を同封にてお送りいたしますので、ご記入ご署名ご捺印の上、**平成28年2月15日(月)までに当厚生年金基金までご返送いただきますようお願いいたします。**

このご案内は、基金からの年金のうち「加算年金」についてのご案内です。「代行部分」の年金は、当厚生年金基金解散後に自動的に国に引き継がれ、老齢厚生年金に移行します。

同封物(必ずご確認ください)

- ☐ ご説明文書(両面刷り)
- ☐ 同意書(返送ハガキ) **返送締切 平成28年2月15日(月)**
- ☐ 個人情報保護シール(返送ハガキへの貼付用)

このお知らせに関するお問い合わせ
0120-504882(専用コールセンター)
開設期間 平成27年12月14日(月)～12月25日(金)
受付時間 9:00～17:00(月曜～金曜・祝日除く)
《開設初日から2～3日間は電話が大変込み合います》

あなた様の氏名： 様
加入員番号：
年金証書記号番号：

(このご案内の裏面にもご通知内容がございます)

(上記電話番号による受付は終了しております)

27.12.11発送(2回目) ③基本年金及び加算年金の受給者・待期者あて 所属事業所後継加入する(1枚目おもて・うら)

※加算給付の引継をする前提として、
分配を受ける残余財産を後継の
企業年金基金(DB)に交付してもらう
ことが必要
→ 同意書提出の案内と併せて通知

残余財産の分配方法(基準)について (平成27年9月第37回代議員会で方針議決済)

あなた様が「同意書」をご提出されますと、分配されるべき残余財産は企業年金基金に交付(引継)され、加算年金とほぼ同額の年金が企業年金基金から支給されるようになります。したがって、その場合は**以下の記載は、結果としてあなた様が受ける給付に影響するものではありません**が、厚生年金基金の解散による残余財産は受給者等に本来帰属すべきものであることから、その分配方法について以下のとおり厚生労働省の通知に基づき周知させていただきます。

当基金は、直近の見通しで解散時に残余財産(一時金相当額の8%程度)を生ずる見込みです。残余財産は、解散時点の加入員・受給者・受給待期者に対して、各人の受給権(基金独自の給付にかかるもの)に応じて衡平分配されます(事業主への分配は法令上不可)。

当基金の給付は、年金額の多くを占める国の老齢厚生年金の代行部分の他に、**基金独自の給付**として、「①加算部分(加算年金・一時金)」、「②基本部分プラスアルファ」があります(薄緑色の説明資料・うら面図解参照)が、今般、下記のとおり分配方法に係る規約の変更をいたします。

	一変更後規約の分配方法一	一現行規約の分配方法一
分配の基準	「要支給額(一時金相当額)」を基準に 上記①のみの受給権に応じ分配	「最低積立基準額」を基準に 上記①・②両方の受給権に応じ分配
対象者	・加入員(加入期間3年未満を除く) ・加算年金受給者・待期者	全ての受給者・待期者・加入員 *千円未満の少額分配が多数想定されます
変更の影響	上記②の受給権のみ有する者(選択一時金・脱退一時金満額受給済みの人)や、加入期間3年未満加入員が分配対象でなくなる等の影響があります。	

(変更理由)当基金の給付の多くを占める代行部分の給付は引き続き国が保証しますので、**基金解散で主に影響があるのは、基金独自の給付のうち主要な給付と位置付けられる加算部分**となります。そこで、まずは加算部分の影響に配慮すべく、既に加算部分を一時金として満額受給済みの人への分配を除き、限られた残余財産を加算部分に優先的に分配するため、規約の変更を実施することといたしました。

ご説明文書（おもと）

「同意書」ご提出について

同意書をご提出されることにより・・・

企業年金基金から「加算年金」とほぼ同額の年金が支給されます（受給権引継）

・既に加算年金を受給している人は、解散後も引き続き支給されます

同意書提出をもって企業年金基金が支給する年金（老齢給付金）の請求があったものとみなします
（これまでと同一の口座に支給／平成28年6月に第1回目（28年4、5月分）支払）

・解散時点で支給が始まっていない受給待期者は、60歳支給開始となります

但し、終身支給の廃止や毎年の支給回数・支給月等の変更が生じます。

現行の「加算年金」と、引継を受けた企業年金基金の年金との主な相違点

- ① 企業年金基金から支給する年金は、年額は加算年金とほぼ同じですが、支払保証期間付の終身型から20年支払保証の有期型に切り替わります
（終身年金は廃止・支給期間は解散前から通算します）
- ② 従来、年金年額に応じた4パターン（年1回払・年2回払・年4回払・年6回払）であった支払期月が、企業年金基金では年2回払（6月・12月）の1パターンになります
（ちなみに、代行部分は国の年金に合算されますので、年6回偶数月に支給となります）
- ③ 平成15年10月以前に資格喪失された受給待期者等については、将来支給が始まる年金の額が、資格喪失時にご案内した加算年金額と異なる場合があります。

同意書をご提出されない場合は・・・

解散により加算年金の支給は平成28年3月分をもって廃止（終了）となります（受給権引継なし）

厚生年金基金解散後に設立される後継企業年金基金からの年金支給はありません

※この場合、平成29年に入ってから解散基金より分配金の受取に関してご案内する予定です。

【「同意書」でご同意いただく内容について】

「本来は受給者・待期者各個人が分配をうけるべき残余財産を企業年金基金（確定給付企業年金）に移すこと」について同意する、というものです。

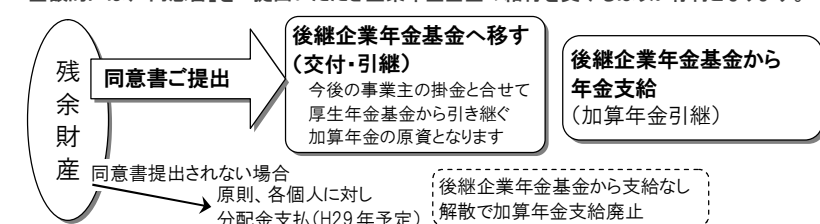
当厚生年金基金（解散基金）は、解散時において残余財産が生ずる見通しとなりましたが、後継企業年金基金は、解散基金から引継いだ加算年金に相当する年金を「加入する事業所が今後負担していく掛金」と「解散基金から交付（引継）を受けた残余財産」を原資に支給を行っていきます。

ご所属されていた事業所は後継基金に加入されることとなったため、あなた様が同意書をご提出されることで下記のとおり後継基金からの年金支給ができるようになります。

なお、直近の見通しでは、残余財産分配額は、各加入員・受給者等の解散時点における「一時金相当額」（「同意書」ご提出により後継基金が全額保証する金額）の8%程度とみています。

（解散後の清算期間中の記録整備等により、実際の分配額はこの見通しと異なる可能性があります。）

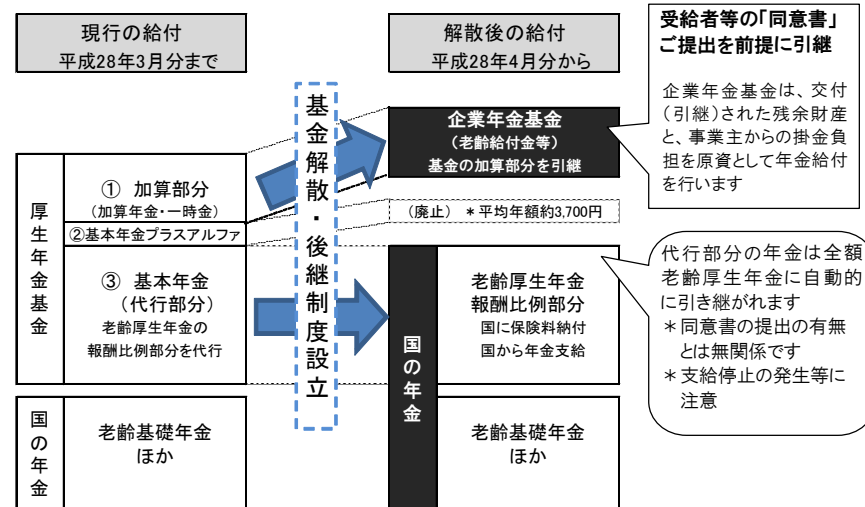
金額的には、「同意書」をご提出いただき企業年金基金の給付を受けるほうが有利となります。



ご説明文書（うら）

（参考）厚生年金基金解散と後継制度設立について

厚生年金基金からの年金支給は平成28年3月分までとなります。



〔基本年金の解散後の取扱い〕

基本年金のうち代行部分は、平成28年4月分以降、国の老齢厚生年金に合算されて支給。
（基本年金プラスアルファ（平均年額約3,700円）は支給がなくなります。）

なお、現在基本年金が支給停止されている人、解散時までに受給年齢に達しない人（受給待期者）も、28年3月の当厚生年金基金解散により、代行部分の支給義務が全額国に移転されますので、**代行部分の受給権は確保され将来老齢厚生年金として支給を受けることとなります。**
（但し、国の年金に移行するにあたって下記のとおりご注意点がございます。）



（参考）既に年金を受給している人のご注意点（前回6月通知ハガキの再掲・一部改訂）

1. 国の年金の指定口座へ代行部分の年金が合算されて支給されます（28年6月15日支給分より）。
※基金の残務整理の状況により、国からの支給が遅れる場合があります。
2. 「代行部分」の年金の受給要件は、「老齢厚生年金」の受給要件となります。
「老齢厚生年金」の受給要件となることで、支給額等に影響する可能性がある人は、以下のとおりです。
① 支給要件となる加入期間（原則公的年金25年加入）が足りない人
② 在職老齢年金を受けている人
③ 雇用保険との調整を受けている人
④ 遺族・障害年金を受けている人

例えば・・・現在、基金から年金をもらっているが、国からは年金をもらっていない
国から年金をもらっているが、遺族年金や障害年金としてもらっている
（又は国からは老齢基礎年金のみをもらっている）

といった人は、解散後の国からの年金額について、一度、お近くの年金事務所や日本年金機構
ねんきんダイヤル（0570-05-1165 又は 03-6700-1165）等にお問い合わせされることをおすすめします（支給停止の発生等にご注意下さい）。

なお、基金では解散後の国からの年金額については回答いたしかねます。